

独立行政法人国立病院機構中期目標 新旧対照表 (案)

変更案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人国立病院機構中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>令和 6 年 2 月 27 日 <u>令和 7 年〇月〇日改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>福 岡 資 麿</u></p> <p>第 1 及び第 2 略</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 診療事業</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 国の医療政策への貢献</p> <p>機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立病院機構中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>令和 6 年 2 月 27 日</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>武 見 敬 三</u></p> <p>第 1 及び第 2 略</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 診療事業</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 国の医療政策への貢献</p> <p>機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明</p>

独立行政法人国立病院機構中期目標 新旧対照表（案）

確化や災害医療現場で貢献できる人材育成など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関としての機能を充実・強化すること。

セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、特に、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等の個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

新興感染症等への取組については、病院の機能や役割に応じた協定の締結を含めた都道府県との連携により、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供しよう体制の整備を図ること。

このほか、医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化及び医療の質の向上を実現する観点から、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めること。

確化や災害医療現場で貢献できる人材育成、DMA T[※]事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関としての機能を充実・強化すること。

セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、特に、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等の個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

新興感染症等への取組については、病院の機能や役割に応じた協定の締結を含めた都道府県との連携により、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供しよう体制の整備を図ること。

このほか、医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化及び医療の質の向上を実現する観点から、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めること。

※ DMA T…災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team

独立行政法人国立病院機構中期目標 新旧対照表 (案)

2及び3 略	2及び3 略
第4～第6 略	第4～第6 略

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月26日 令和4年7月22日 改正 令和6年2月27日 改正 <u>令和7年〇月 〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>福岡 資麿</u></p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月26日 令和4年7月22日 改正 令和6年2月27日 改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>田村 憲久</u></p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施</p>

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>2. (略)</p> <p>3. 法人の現状及び課題 (略) 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤などNC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）の分野横断的な領域については、NC等での相互連携が重要である。</p> <p>4 (略)</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略（第5次）」（令和5年12月25日内閣府特命担当大臣（科学技術政策）・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 法人の現状及び課題 (略) 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要である。</p> <p>4 (略)</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p>
--	--

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

(略)

①、② (略)

③ **NC等**間の疾患横断領域における連携推進

NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC等**間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC等**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC等**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

(略)

①、② (略)

③ **NC間**の疾患横断領域における連携推進

NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC間**の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

(略)

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。この他、国が主導する全ゲノム解析等事業について、国が事業実施組織発足の3年後を目途に独自組織の設立等を検討していることに留意しつつ、国との十分な連携のもと、事業に必要な専門人材の幅広い確保や解析結果の還元及び蓄積されたデータの利活用を推進するための情報基盤の構築など、国の医療政策に貢献する取組を実施する。

(略)

2、3 (略)

4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

(1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含め

(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]

(略)

具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

(略)

2、3 (略)

4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]

(1) 国への政策提言に関する事項

研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>た国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書 をとりまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 独立行政法人国立病院機構等との間において、医薬品の共同調達 等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るととも に、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組 を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達につ いても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ (略) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 人事の最適化 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな 視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機</p>	<p>国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書 をとりまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進 することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗 品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減 を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図 るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ (略) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 人事の最適化 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな 視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機</p>
---	--

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>
--	---

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正 <u>令和 7 年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>福岡 資麿</u></p> <p>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1、2 （略）</p> <p>3. 法人の現状及び課題 （略）</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>NC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）</u>の分野横断的な領域については、<u>NC等での</u>相互連携が重要である。</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>田村 憲久</u></p> <p>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1、2 （略）</p> <p>3. 法人の現状及び課題 （略）</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>6NCの</u>分野横断的な領域については、<u>6NCでの</u>相互連携が重要である。</p>

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>4、5 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]</p> <p>（略）</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ NC等間の疾患横断領域における連携推進</p> <p>NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC等間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC等がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC等の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強</p>	<p>4、5 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]</p> <p>（略）</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ NC間の疾患横断領域における連携推進</p> <p>NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NCがそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化</p>
---	--

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>化に取り組むものとする。 また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 (略) ① (略) ② 独立行政法人国立病院機構等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組</p>	<p>に取り組むものとする。 また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 (略) ① (略) ② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減</p>
--	--

国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ （略） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ （略） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>
---	--

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p data-bbox="215 212 1037 244">国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</p> <p data-bbox="165 308 1086 483">独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p data-bbox="192 547 533 722">令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正 <u>令和 7 年〇月〇日 改正</u></p> <p data-bbox="734 834 1086 866">厚生労働大臣 <u>福岡 資麿</u></p> <p data-bbox="165 978 835 1010">第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p data-bbox="165 1026 353 1058">1、2 （略）</p> <p data-bbox="165 1121 488 1201">3. 法人の現状及び課題 （略）</p> <p data-bbox="165 1217 1086 1441">また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>NC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）</u>の分野横断的な領域については、<u>NC等での</u>相互連携が重要である。</p>	<p data-bbox="1162 212 1984 244">国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</p> <p data-bbox="1108 308 2031 483">独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p data-bbox="1135 547 1476 675">令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正</p> <p data-bbox="1677 834 2029 866">厚生労働大臣 <u>田村 憲久</u></p> <p data-bbox="1108 978 1778 1010">第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p data-bbox="1108 1026 1296 1058">1、2 （略）</p> <p data-bbox="1108 1121 1431 1201">3. 法人の現状及び課題 （略）</p> <p data-bbox="1108 1217 2029 1393">また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>6NCの</u>分野横断的な領域については、<u>6NCでの</u>相互連携が重要である。</p>

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>4 （略）</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 （略） また、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえ、自殺予防研究を推進する。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 （1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕 （略）</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ NC等間の疾患横断領域における連携推進 NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC等間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。 具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC等がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとす</p>	<p>4 （略）</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 （略） また、「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）を踏まえ、自殺予防研究を推進する。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 （1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕 （略）</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ NC間の疾患横断領域における連携推進 NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。 具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NCがそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとす</p>
--	---

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>る。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC等の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>る。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項</p>
---	---

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 独立行政法人国立病院機構等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月26日 令和4年7月22日 改正 令和6年2月27日 改正 <u>令和7年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>福岡 資麿</u></p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人の役割（ミッション）</p> <p>国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第4項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月26日 令和4年7月22日 改正 令和6年2月27日 改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>田村 憲久</u></p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人の役割（ミッション）</p> <p>国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第5項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関</p>

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。（略）</p> <p>3. 法人の現状及び課題 （略） 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>NC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）</u>の分野横断的な領域については、<u>NC等での相互連携</u>が重要である。</p> <p>4 （略）</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（<u>令和5年3月28日</u>閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略（<u>第5次</u>）」（<u>令和5年12月25日内閣府特命担当大臣（科学技術政策）・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認</u>）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 （略）</p> <p>第2 （略）</p>	<p>し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。（略）</p> <p>3. 法人の現状及び課題 （略） 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>6NC</u>の分野横断的な領域については、<u>6NCでの相互連携</u>が重要である。</p> <p>4 （略）</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（<u>平成24年6月8日</u>閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（<u>平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認</u>）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 （略）</p> <p>第2 （略）</p>
---	---

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

(略)

①、② (略)

③ **NC等**間の疾患横断領域における連携推進

NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC等**間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC等**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC等**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

(1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業]

(略)

①、② (略)

③ **NC間**の疾患横断領域における連携推進

NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC間**の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 (略) ① (略) ② 独立行政法人国立病院機構等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。 ③～⑥ (略) (略)</p>	<p>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 (略) ① (略) ② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。 ③～⑥ (略) (略)</p>
--	---

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>2 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>
--	---

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月26日 令和4年7月22日 改正 令和6年2月27日 改正 <u>令和7年〇月〇日 改正</u></p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>福岡 資麿</u></p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人の役割（ミッション）</p> <p>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第5項の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月26日 令和4年7月22日 改正 令和6年2月27日 改正</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣 <u>田村 憲久</u></p> <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人の役割（ミッション）</p> <p>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第6項の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技</p>

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。（略）</p> <p>3. 法人の現状及び課題 （略） 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>NC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）</u>の分野横断的な領域については、<u>NC等での相互連携</u>が重要である。</p> <p>4 （略）</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 （略） また、<u>「認知症施策推進基本計画」（令和6年12月3日閣議決定）</u>等を踏まえ、認知症施策などの推進に努めるものとする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 （1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業] （略）</p>	<p>術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。（略）</p> <p>3. 法人の現状及び課題 （略） 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>6NC</u>の分野横断的な領域については、<u>6NCでの相互連携</u>が重要である。</p> <p>4 （略）</p> <p>5. 国の政策・施策・事務事業との関係 （略） また、<u>「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）</u>を踏まえ、認知症施策などの推進に努めるものとする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項 （1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 [研究事業] （略）</p>
---	---

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>①、② （略）</p> <p>③ NC等間の疾患横断領域における連携推進</p> <p>NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC等間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NC等がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NC等の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>（2）実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]</p> <p>（略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]</p>	<p>①、② （略）</p> <p>③ NC間の疾患横断領域における連携推進</p> <p>NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、NCがそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p>（2）実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業]</p> <p>（略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業]</p>
--	--

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 独立行政法人国立病院機構等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p>	<p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p>
--	---

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

<p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>2. 人事の最適化</p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>（略）</p> <p>3 （略）</p>
--	---